

相続・生前対策に関する出張相談会

相談
無料

先着
12組

相続と相続税のお悩み、疑問を解決します!



開催日時

令和6年8月29日[木]

事前予約制

9:30~11:30

会場

東部公民館A研修室

熊本市東区錦ヶ丘1-1(東部まちづくりセンター2F)

共催

(株)くまもと相続遺言相談センター・司法書士法人小屋松事務所・税理士法人昴

お問合せ先

TEL.096-372-8500

お気軽にお電話ください(受付時間/平日9:00~18:00)

ご予約はお電話か、
こちらのQRコードから
お申し込みください▶



2024年(令和6年)
4月1日より

相続登記が義務化されました



相続登記の義務化

① 相続の開始を知り、かつ、所有権を取得したと知った日から3年以内に、所有権移転の登記を申請しなければなりません

② 正当な理由がないにもかかわらず申請をしなかった場合には、10万円以下の過料の対象となります

③ 2024年(令和6年)4月1日以前に発生した相続についても、相続登記は義務となります

2024年(令和6年)
1月1日より

生前贈与に関する贈与税・相続税が改正されました

生前贈与の改正

① 駆け込みで生前贈与を行って相続税の節税を図ることが難しくなりました。

② 生前贈与をした場合、相続発生に伴い相続財産に加算する期間を、従来の相続発生前3年間から7年間に延長されました。

③ 相続時精算課税制度はこれまでの贈与税の特別控除2,500万円に、新たに基礎控除110万円が追加され使いやすくなります。

相続税に関する以下のお悩みを抱えている方

- ① 生前贈与を活用してみたい
- ② ウチは相続税がかかるのか分からない
- ③ 所有している土地はいくらなの?
- ④ 気軽に相談できる税理士を知らない
- ⑤ 相続税払えるか心配



相続登記に関する以下のお悩みを抱えている方

- ① 自宅の名義が亡くなった夫または妻の名義のままになっている
- ② 相続についてやらなくてはいけないことがあることは分かっているけれども、煩雑で自分だけではできなくて困っている
- ③ 近くに相続の専門家がないため、相談する機会がなくて困っている
- ④ 相続人が県外にいるため、手続きをどのように進めていったら良いのか分からない

税理士法人 昴

所属税理士(資産税担当) 櫻井 朋美



弊社は、熊本と筑紫野の2ヶ所にオフィスを置き、税理士3名を含めた16名が在籍する税理士法人です。「昴」は、青く輝く美しい星の集団を指します。「昴」の名の通り、それぞれが業務を通して美しく輝き、お客様はもちろん、職員自身も幸せになることを使命として日々精進しております。相続、贈与は経営者や資産家だけでなく、一般的な家庭にも生じる事です。普段税理士とお付き合いがない方でも安心して相談できる身近な専門家を目指しております。

〒860-0844 熊本市中央区水道町8-6 朝日生命ビル8階
TEL.096-342-6307 FAX.096-342-6308

(株)くまもと相続遺言相談センター 司法書士法人 小屋松事務所

代表取締役 司法書士・行政書士 小屋松 徹彦



創業43年(設立13年)の老舗司法書士事務所(法人)です。「納得・満足・安心」をモットーに相続・財産管理でお悩みを抱えた熊本の皆様に寄り添い、少しでも不安を解消するため、力を合わせてその方に合った「相続のカタチは何か」を追求することを使命とし、全社一丸となって日々取り組んでいます。当法人では、相続専門スタッフが多数在籍し、スピーディーかつきめ細やかな対応を心掛けています。

〒862-0950 熊本市中央区水前寺1丁目4番31号 アヴァンティビル1F
TEL.096-372-8500(代) FAX.096-372-8501